

諮問番号：平成24年諮問第5号                      諮問日：平成24年 9月 7日  
答申番号：平成24年度答申第2号                  答申日：平成24年 9月28日  
件 名：「秘書協議会要望事項関係・秘書関係」の開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「秘書協議会要望事項関係・秘書関係」につき、その一部を不開示としたことについては、不開示とされた部分のうち、肩書き部分を開示すべきである。

### 第2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「秘書協議会要望事項関係・秘書関係（警務部警務課警務係所管）」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成24年7月20日付け参庶文発第38号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについて、その取消しを求め、不開示とされた一部の氏名及び肩書き（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきというものである。

#### 2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）苦情の申出書

事務局は不開示理由として、本件対象文書に記録された、一部の氏名及び肩書きは、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号本文）に相当し、同号ただし書きからハのいずれにも相当しないことから、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとして一部不開示決定を行ったが、本件不開示部分は以下の理由により不開示理由には相当しない。

本件不開示部分は、本件対象文書中、「永年勤続秘書交付の院内出入記章で衆（参）会館への通行を認める旨の要望について（案）S62. 8. 15」と題する事務局文書の経緯に関する部分に記録されている。当該経緯は両院警務部長に対し、それぞれの秘書協議会会長から永年勤続秘書に対し交付されている院内出入記章で衆（参）の議員会館への通行を認められたいとの要望についての詳細な経緯である。当該経緯中に登場する役職者は、参議院警務部長、衆議院警務部長、衆議院警備第一課長、衆議院秘書協議会会長及び同事務局長であり、参議院警務部長から報告を受けている者として参議院事務総長及び同事務次長、不開示部分とされた者が要望を希望する者として参議院議長及び庶務小委員長である。当該経緯中、衆議院側の警務部長への秘書協議会会長からの申入れ及び警備第一課長からの秘書協議会事務局長への回答連

絡については全文を確認することができるが、参議院側のやりとりには不開示部分が存在するため推測の域を出ないが、①両院警務部長に対し、それぞれの秘書協議会会長が要望していること、②衆議院側のやりとりについては不開示部分がなく全文が明らかであること、③不開示部分とされた者が参議院議長及び庶務小委員長への要望を希望していること、④「衆議院警務部長は了承したが参議院の態度はどうか」と参議院警務部長に質問をしていること、⑤「本問題は実は参議院秘書協議会から提起したもの」であり、参議院議長に対して面会を求めていること、⑥参議院警務部長が参議院事務総長及び同事務次長に報告後、「(参議院)警務部の態度を再検討することとした」旨を不開示部分とされた者に対し連絡していることから推測すれば、参議院警務部長とのやりとりをしている不開示部分とされた者は参議院秘書協議会会長ないし同事務局長等の役職者であると考えられる。苦情申出人の推測のとおりであれば、衆議院秘書協議会会長及び同事務局長についてはその肩書きが開示されており、参議院側だけを不開示とする理由はない。

以上のことから、本件不開示部分は「個人に関する情報」(法第5条第1号本文)には相当せず、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報には該当しないことから開示されるべきである。

## (2) 意見書

事務局は、理由説明書においても、本件不開示部分のうち肩書きは法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書イからハに相当する事情も認められないと主張する。また、肩書きについては、氏名を除くことで、一般の者にとって直ちに個人識別部分に該当するとまでは言えないが、少なくとも不開示部分の者の関係者には、開示された部分の記述から誰であるのかが認識される可能性が否定できないとしている。

しかしながら、事務局が開示した本件に係る事務局文書中、衆議院秘書協議会会長及び同事務局長についてはその肩書きを開示しており、苦情申出人の推測どおりであれば参議院側だけを不開示とする理由が存在しないことは明らかである。また、事務局は本件不開示部分のうち肩書きが「一般の者にとって直ちに個人識別部分に該当するとまでは言えない」と認めた上で、「少なくとも不開示部分の者の関係者には、開示された部分の記述から誰であるのかが認識される可能性が否定できない」と主張するが、本件事務局文書(「永年勤続秘書交付の院内出入記章で衆(参)会館への通行を認める旨の要望について(案)」)が作成された昭和62年8月15日からは既に25年以上が経過しており、本件不開示部分のうち肩書きが開示されることによって不開示部分の者の関係者に開示された部分の記述から誰であるのかが認識され、不開示部分の者の権利利益が害されるおそれがあるとは考えにくい。また、衆議院秘書協議会会長及び同事務局長についても、肩書きから関係者には誰であるのかが認識される可能性はあり、その両者については権利利益が害されるおそれがあるとは言えないとすればなおさらである。

以上のことから、本件不開示部分のうち肩書きは開示されるべきであると考えられる。

## 第3 事務局の説明の要旨

### 1 本件対象文書

開示を求められた事務局文書は、「秘書協議会要望事項関係・秘書関係」との題名が付されたファイルに綴られた事務局文書一式であり、警務部の所掌事務に係る参議院秘書協議会からの要望に関連する文書である。

## 2 不開示理由の要旨

本件不開示部分は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、同号ただし書きからハのいずれにも相当しない。よって、本件不開示部分は規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、不開示とした。

## 3 苦情申出人の主張に対する所見

本件不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書きないしハに相当する事情も認められない。

そこで、規程第5条第2項の部分開示について検討すると、本件不開示部分は一体として特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）であることから部分開示の余地もない。

仮に本件不開示部分を一体として個人識別部分であるとは言えないとして、本件不開示部分の氏名及び肩書きについて個別に検討する。本件不開示部分の氏名については、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。他方、本件不開示部分の肩書きについては、氏名を除くことで、一般の者にとっては直ちに個人識別部分に該当するとまでは言えない。しかしながら、少なくとも不開示部分の者の関係者には、開示された部分の記述から誰であるのかが認識される可能性が否定できない。本件対象文書には不開示部分の者の具体的な発言、考え、要望等が記述されており、これらを公表することについて本人が許容しているという事実は認められないことから、本件不開示部分の肩書きを開示することによって、不開示部分の者の権利利益が害されるおそれがある。よって、本件不開示部分の肩書きについても部分開示の余地はない。

以上のとおり、本件不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書きないしハに相当しない。また、規程第5条第2項による部分開示の余地もない。よって、本件不開示部分は規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、不開示とすべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成24年 9月 7日 諮問の受理
- ② 同月14日 事務局の職員（警務部警務課長）からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ③ 同月21日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月28日 調査・審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであって、「秘書協議会要望事項関係・秘書関係」との題名が付されたファイルに綴られた事務局文書一式である。

事務局が、本件対象文書のうち、一部の氏名及び肩書きについて、法第5条第1号本文に相

当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとして不開示としたところ、苦情申出人から苦情の申出がなされた。苦情申出人は、意見書において本件不開示部分のうち肩書きの開示を求めていることから、肩書きの事務局不開示情報該当性について以下検討する。

## 2 肩書きの事務局不開示情報該当性

### (1) 法第5条第1号本文該当性

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示とされた肩書き部分には、参議院秘書協議会会長の肩書き（以下「当該肩書き」という。）が記載されていることが認められた。

一般に、肩書き単独では、必ずしも特定の個人を識別することができないが、他の記述等が組み合わされることによって、特定の個人を識別することができる場合が多いと解されている。本件対象文書には作成年月日が記載されており、これと当該肩書きを組み合わせることにより特定の個人を識別することが可能になると認められる。よって、当該肩書きについても、法第5条第1号本文に定める「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると考えられる。

### (2) 法第5条第1号ただし書該当性

当審査会事務局に確認させたところ、衆議院秘書協議会のホームページにおいて、衆参の秘書協議会会長が連名で議長に提出した要望書が公表されており、当該肩書きも公にされていることが認められた。また、このような議長あての要望書が定期的に提出されていることも確認された。したがって、当該肩書きは、法第5条第1号ただし書に定める「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられる。

なお、事務局は原処分において、衆議院秘書協議会会長の肩書きは開示したが、参議院秘書協議会側は不開示としていることから、両秘書協議会の違いについて、当審査会事務局をして事務局に説明を求めたところ、両秘書協議会の性質に大きな違いは認められず、また、当該肩書きを開示することによって特段の支障が生ずるおそれがあるとも認められなかった。

以上のことから、参議院秘書協議会側のみを不開示とすべきと判断するに足る合理的な理由は認められない。

### (3) 規程第4条第3号該当性

前述のとおり、当該肩書きは、法第5条第1号本文に定める個人に関する情報には該当するが、同号ただし書に該当することから、規程第4条第3号の定める事務局不開示情報には該当しない。

## 3 肩書きを不開示としたことの妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を不開示としたことについては、不開示とされた部分のうち、肩書き部分を開示すべきであると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇